

法務局への代表理事の変更登記の申請

組合にあっては代表理事1名以上おくことを要する。

組合は、代表権を有する者の氏名、住所及び資格が登記事項とされている（組合法83、団体法5の23V、48）から、これらの事項に変更（氏名、住所の変更、就任（重任を含む。）死亡、辞任、解任、理事の辞任、理事の解任、理事の任期満了等による代表理事の資格喪失による退任等）があったときは主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地では3週間以内に変更の登記をしなければならない（組合法86、団体法5の23V、54）。

なお、「重任」とは同一人の退任（任期満了に限る。）と就任が連続して行われることを表す登記実務上の用語である。

代表権を有する者の全員について変更の登記を申請するときには、申請書に記載すべき変更後の代表権を有する者の氏名、住所及び資格並びにその就任年月日は、名称・役員欄の代表欄の用紙と同一の用紙に記載することを要する（法規9、商規80）。したがって、代表理事が1名の組合にあっては、代表理事が変更するときには、常に変更後の役員の氏名、住所及び資格並びに変更年月日を名称・役員欄の用紙と同一の用紙に記載することになる。

- 1．提出期限 変更のあった日から2週間以内
- 2．作成部数 1部（法務局）
- 3．提出書類、添付書類（A4サイズ）
 - （1）変更登記申請書
 - （2）登記別紙（用紙は法務局に常備されている）
 - （3）定款（原本または原本証明した写し）
 - （4）総会議事録（原本または原本証明した写し）
 - （5）理事会議事録（原本または原本証明した写し）
 - （6）辞任届（辞任の場合）または死亡診断書（死亡した場合）
 - （7）新理事の印鑑証明（例外あり）
 - （8）委任状（代表理事本人以外の方が申請する場合）
 - （9）印鑑（改印）届書（代表理事が新たに変わった場合、用紙は法務局に常備されている）
 - （10）代表理事個人の印鑑証明書
- 4．作成上の注意点
様式集ダウンロードページの「作成上の注意点」を参照のこと

5 . 根拠法

中小企業等協同組合法 (第 8 6 条)

(変更の登記)

第 8 6 条 第 8 3 条第 2 項 (『代表権を有する者の氏名、住所及び資格』を含む) 又は第 4 項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては 2 週間以内に、従たる事務所の所在地においては 3 週間以内に変更の登記をしなければならない。

6 . 罰則その他

この法律に定める登記を怠ったとき、組合の発起人、役員又は清算人は、20万円以下の過料に処する。(中小企業等協同組合法 第 1 1 5 条第 2 号)